

Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム

認証ガイドライン

Ver. 4.0

2025 年 7 月

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

目次

1. Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラムとは	・・・ 2
(1) 目的	・・・ 2
(2) 認証事業の枠組	・・・ 2
2. 認証の基本要件	・・・ 3
(1) 実施主体に関する要件	・・・ 3
(2) 取組内容に関する要件	・・・ 3
3. 認証手続	・・・ 5
(1) 申請の流れ	・・・ 5
(2) 提出書類	・・・ 5
(3) 提出方法	・・・ 7
(4) 申請に当たっての留意事項	・・・ 7
(5) 問い合わせ先	・・・ 7
4. その他	・・・ 7
(1) 留意事項	・・・ 7
(2) 情報の公開	・・・ 8
(3) 個人情報の取扱	・・・ 8

別紙1 Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム対象団体

別紙2 Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム申請などの流れ

1. Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラムとは

(1) 目的

愛知・名古屋 2026 大会は、アジア、日本、愛知・名古屋の魅力を発信する為の、絶好の機会である。この機会に、愛知・名古屋、日本、アジアの歴史、文化芸術、自然環境、産業といった様々な資源の魅力発信に寄与する既存活動や新規活動を、Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム（以下、「文化プログラム」という。）として認証し、促進するもの。

(2) 認証事業の枠組

ア 対象事業

対象団体が、日本国内で 2025 年 9 月 19 日～2026 年 12 月 31 日までに実施する事業を対象とする。ただし、組織委員会が認める場合は 2025 年 9 月 19 日以前の事業も認証の対象とする。

※ 対象団体については、「2. 認証の基本要件（1）実施主体に関する要件 ア主催者」を参照のこと

イ 認証を受けることにより実施可能となる事項

(ア) Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラムマーク（以下、文化プログラムマークとする。）を使用すること。公認マークの使用に当たっては、別に定める「公認文化プログラムマーク使用ガイドライン」に基づくものとする。

(イ) 「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム」の名称を使用すること。本名称は、OCA 等（以下、「大会主催者」という。）の知的財産であるため、使用に当たっては以下の点に留意すること。

- ・「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム」の名称は、今大会そのものの、組織委員会の主催と誤認されない表現に限り、当該事業の名称・告知文・報告文に使用することができる。

- ・「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム」の名称は、いかなる形にも変形して使用することはできない。

ウ 事業実施上の留意点

(ア) 本制度で認証された事業は、愛知・名古屋 2026 大会公式パートナー企業（同大会公式スポンサーを指す、以下、「大会パートナー」という。）のマーケティング活動を妨害してはならない。具体的には、事業実施時に文化プログラムマークに関連させて非大会パートナー企業の社名・ロゴ・商品名等を露出させることや、大会パートナーを除き商用・PR・宣伝目的等で企業及び製品利用をすること等は認められない。

- (イ) 事業に使用する備品、用品については、以下のことに留意すること。
- ・大会パートナー以外の企業の製品については、実行可能な範囲で企業名や製品名を隠す（マスキング）対応を行うこと。
 - ・新規調達（購入・レンタル等）の際には、適用法令の範囲内において大会パートナーの製品の調達に努めること。
- (ウ) 認証を受けた事業であっても、2026年8月19日から2026年10月4日までは、文化プログラムマーク及び「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム」の名称を使用してはならない。

2. 認証の基本要件

以下の審査基準（共通）を満たす事業を総合的に審査し、認証する。

(1) 実施主体に関する要件

ア 主催者

開催都市（愛知県・名古屋市）、国、全国自治体、大会放送権者、大会パートナー、JSP0・JPSA、JOC・JPC、国内競技団体、県内又は競技会場所在自治体内の各種学校（※1）、大学連携協定締結大学、その他これらに準ずる非営利団体等（※2※3）で組織委員会が認める団体であること。

※1 学校教育法第1条、第124条に定める学校の内大学を除く、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（株式会社を除く）

※2 日本商工会議所、全国商工会連合会、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、NPO法人等

※3 営利団体が事業に関与するため明確に非営利であるとはいえない場合でも、実行委員会形式をとることで認められる場合がある。

イ 協力者（※）

主催者に協力する全ての組織が主催者の要件を満たしていること。

※ 後援のほか事業実施に関して協力・支援等を行う者

(2) 取組内容に関する要件

組織委員会は、以下に定める実施の基礎要件のいずれかを満たす事業について、大会コンセプトや理念を達成する取組内容が総合的に審査する。

ア 実施の基礎要件

以下のいずれかの事業であること。

- ・文化芸術をテーマとした事業

文化芸術の例：芸術（音楽、美術、演劇、舞踊等）、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）、伝統芸能（能楽、文学、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能）、芸能（講談、落語、漫談、漫才等）、生活文化・国民娯楽及び出版物（茶道、華道、書道、食、囲碁、将棋等）

- ・歴史、自然、産業、スポーツ等、幅広い分野をテーマとした事業（※）、また、これらに準じた分野で組織委員会がふさわしいと認める事業

※ 各分野の事業について、文化的要素(例えば、スポーツであれば当該競技の歴史や背景など)を組み込むことを要件とする。

イ 基本コンセプトと取組の考え方の例

基本コンセプト	取組の考え方の例
先端技術の駆使	先端技術を見て触れることができる取組
伝統と県民・市民性に触れるおもてなし	実施地域の伝統を知り、実施地域の人々と交流できる取組
更なるスポーツ・パラスポーツ文化の普及へ貢献	スポーツを「する」「見る」「支える」「知る」ことで、スポーツへの多様な関わり方を発見することができる取組
共生社会の実現	人々の多様な在り方を相互に認めあえる社会に繋がる取組
アジアの 子どもの 未来の ために	次代を担う若者に活躍する機会を与えることができる取組

ウ 対象とならない事業

- ・大会期間中に組織委員会を使用する施設（競技会場等）で行う事業
- ・日本国外で実施する事業
- ・大会パートナーではない企業が参画している事業
- ・商標登録、地域団体商標登録されている商品について、その商品が「大会公認」等、一般に対して誤った認識を与える可能性のある事業（アジア、日本、愛知、名古屋の文化の1つとして、事実を客観的に紹介する事業を除く。）
- ・大会パートナーの権利保護を妨げる事業
- ・非営利団体等がその名前をPRすることを目的とした事業
- ・企業・団体のPRや製品等の販売活動を主な目的とする事業
- ・営利を目的とする事業
- ・特定の宗教の布教・勧誘又は政治的な宣伝・主張を目的とする事業
- ・寄付を主な目的とする事業

- ・入場料、参加料等を徴取する場合、事業の目的及び内容に関して社会通念上適当な額とみなされない事業
- ・その他、組織委員会が不適当と判断した事業

エ 実施場所

日本国内で実施される事業を対象とする。

オ 対象期間

2025 年 9 月 19 日～2026 年 12 月 31 日の期間に実施される事業を対象とする。ただし、組織委員会が認める場合は 2025 年 9 月 19 日以前の事業も認証の対象とする。

3. 認証手続

(1) 申請の流れ

ア フロー

事前相談 → 申請 → 名称及びマーク使用物確認 → 実施 → 実績報告

各ステップについての詳細は、別紙 2「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム申請などの流れ」を参照のこと。また、事業申請に必要な提出書類については、「(2) 提出書類」を参照のこと。

イ 審査プロセス

組織委員会は、申請書類及び添付資料を精査し、承認する。なお、大会主催者が情報を必要とした場合や組織委員会の審査等プロセスにおいて疑義が生じた場合、大会主催者と協議をし、申請者に確認・差戻し等を行う。

ウ 認証に関する通知・連絡

組織委員会は、申請を行った団体に対し、認証の可否をメール等で通知するものとする。なお、審査過程における疑義等の照会・確認等に係る組織委員会からの連絡はメール又は電話で行うものとする。

(2) 提出書類

提出資料は全て電子ファイル（PDF 等）にてメールでデータ添付を行い提出するものとする。

※組織委員会が、様式を指定する書類は大会公式 HP よりダウンロードを行うこと。

ア 申請

(ア) 事業申請

申請に当たっては以下の書類を提出しなければならない。

- ・「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム認証申請書」(別記様式第 1 号)
- ・誓約書兼同意書 (別記様式第 1 号)
- ・事業内容の概要書又は企画書 (任意様式)
 - (事業名、主催団体、協賛等参画団体、実施日時、実施場所、企画内容について記載し、認証要領第 5 条に定める対象とならない事業でないことが判断できる内容)
- ・事業収支計画書 (任意様式)
 - (入場料、参加料等を徴取する場合のみ提出)
- ・事業申請者に関する書類(別紙 1 で必要と定義された団体は、以下いずれかの書類を提出)
 - ・定款又はこれに類するもの及び役員名簿
 - ・団体概要申告書 (別記様式第 7 号) (法人格をもたない団体の場合は、組織委員会が認めた場合に限り、現在事項全部証明書に代えることができる)
 - ・主体登録団体証明書 (一部のスポーツ関連団体・経済関連団体)

(イ) 変更申請

申請後に事業内容等に変更が生じた場合には、以下の書類を提出しなければならない。

- ・「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム変更申請書」(別記様式第 3 号)
- ・変更内容に係る書類

イ 名称及びマーク使用物の事前提出

名称及びマークを掲載する以下の媒体について、使用前に組織委員会へ提出しなければならない。

- ・文言、認証マークを使用する予定の媒体 (Web、ポスター、パンフレット、チラシ等) のデザイン案

※デザイン案に修正が必要な場合は、組織委員会は、提出から 10 営業日以内に、修正指示を行う。

ウ 実績報告

認証を受けた事業の実施後、2 か月以内に以下資料を提出しなければならない。

- ・報告書 (別記様式第 6 号)
- ・記録写真 (2 ～ 3 枚)

※JPEG・PNG 形式のいずれかで 1MB 以内とし、かつ画像サイズ等が WEB 使

用に際して支障がないこと。

※記録写真について、提出が難しい場合は組織委員会に理由を明示し、その指示に従うこと。

(3) 提出方法

全てメールにて、データ添付により提出を行う。

メールアドレス [【cul-shinsei@aichi-nagoya2026.org】](mailto:cul-shinsei@aichi-nagoya2026.org)

(4) 申請に当たっての留意事項

- ・審査段階で補足資料等の提出を組織委員会が求めた場合は提出すること。
- ・大会主催者等との協議が必要になった場合、申請書類を英訳して提出すること。
- ・提出された書類及び資料は返却しないため、必要に応じて写しを取ることに。
- ・申請が承認されてから、予算額に大きな変更が生じることのないよう、内容については十分検討の上、具体的に記入すること。
- ・事業内容の変更や事業の中止が生じた場合には、速やかに通知すること。
- ・記録写真については、HP等で掲載する可能性があるため、肖像権・著作権を侵害する恐れがないものとする。

(5) 問い合わせ先

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

式典第二課 聖火・文化調整グループ

電話番号：052-212-8168

メールアドレス：cul-shinsei@aichi-nagoya2026.org

受付時間：8：45～17：30（土日祝日、年末年始を除く）

4. その他

(1) 留意事項

- ・認証された事業の主催者、共催者、後援者、協力者その他の関係者（以下「事業主催者等」とする。）は、認証事業実施にあたり、別記様式第1号「誓約書兼同意書」の内容に同意し、記載内容を遵守することを誓約しなければならない。
- ・組織委員会は必要に応じて、認証要領や本ガイドラインに基づき、指導・助言を行うことができ、事業主催者等はこれに従わなければならない。

- ・事業主催者等が、本ガイドラインや認証要領等または組織委員会の指示に違反した場合、その他組織委員会が事業の実施を不相当と認める場合は、組織委員会はいつでも当該事業の認証を取り消すことができ、当該事業主催者等は、認証取消を受けた場合には、組織委員会の指示に従って、中止しなければならない。
- ・組織委員会は必要に応じて、本ガイドライン等を改定できるものとし、事業主催者等が改定後のガイドライン等が公表された後に認証事業を実施した場合には、改定後のガイドライン等に同意したものとみなす。

（２）情報の公開

認証された事業は、Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラムとして、申請者の名称や事業概要等の情報を申請書類、実績報告の範囲において編集等をして、組織委員会または組織委員会が認める第三者のウェブサイト等で公表する可能性がある。その際、本事業に付随する権利（肖像権、著作権等）の処理等は事業主催者等が実施するものとする。また、申請及び認証された情報や事業概要等については、組織委員会の裁量にて審査や事後評価、機運醸成促進、事業連携等の目的で、外部有識者や政府・地方自治体等の関連団体に提供する可能性がある。

（３）個人情報の取扱

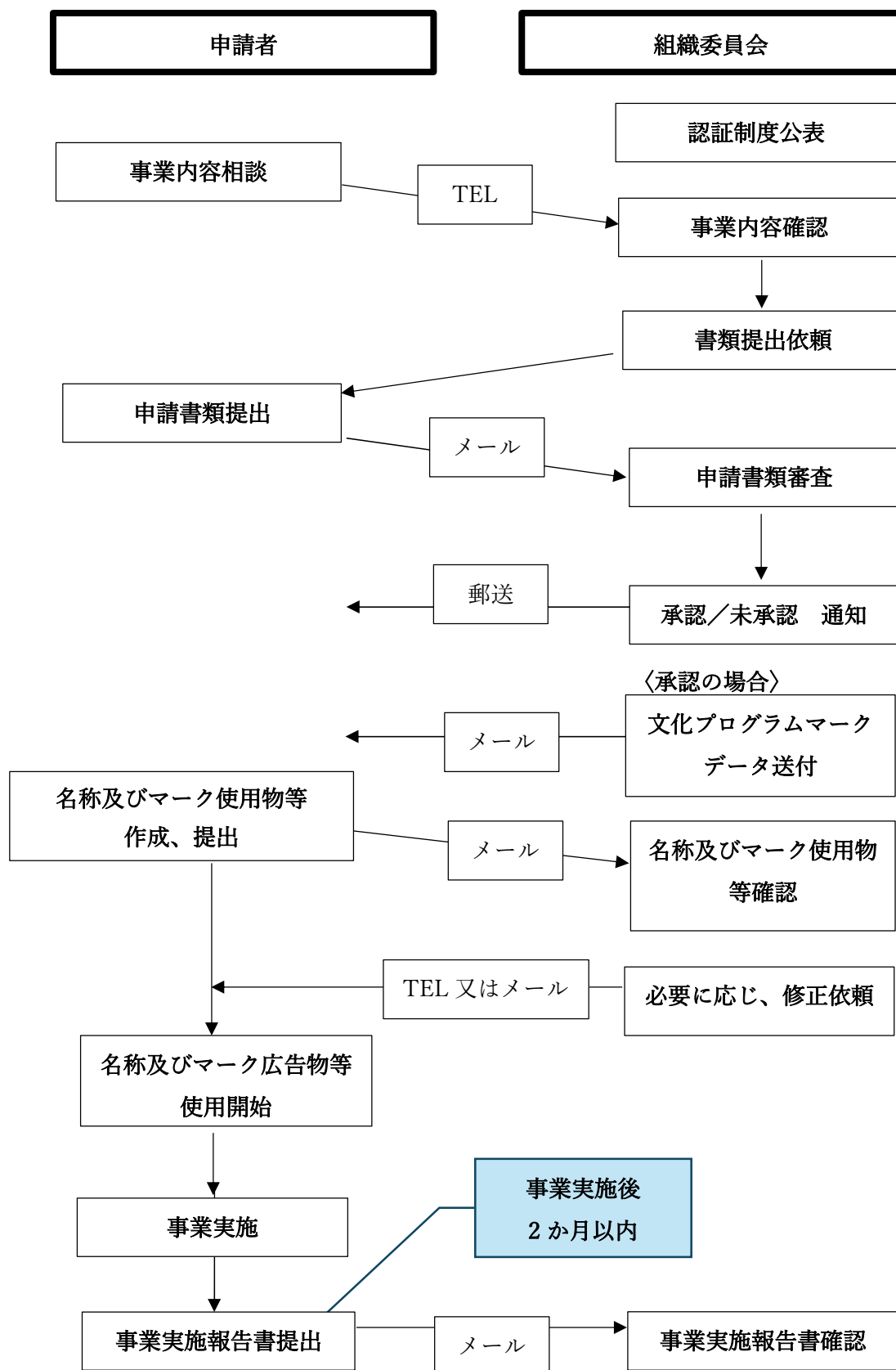
申請書に記載された個人情報は、組織委員会が定める個人情報保護規定に則り、適正に管理する。

別紙1 Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム対象団体

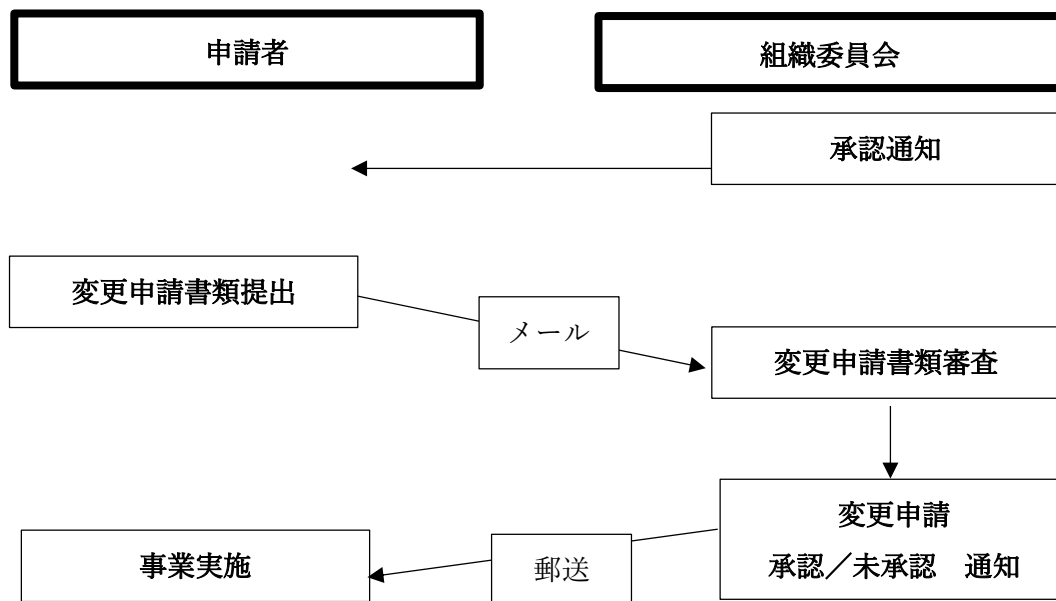
法人格	対象法人等	事業申請者に関する書類
開催都市	愛知県・名古屋市	不要
国	各府省庁	不要
自治体	全国自治体	不要
大会放送権者		不要
JSP0・JPSA		不要
JOC・JPC		不要
大会パートナー	愛知・名古屋 2026 大会公式パートナー企業	不要
国内競技団体	JOC・JPC 加盟団体	必要
県内又は競技会場所在自治体内の学校	学校教育法第1条、第124条に定める学校の内大学を除く幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 (※) 国公立、又は私立(ただし、学校法人・準学校法人に限る)を対象(株式会社を除く)	必要 (私立のみ)
大学連携協定締結大学	組織委員会が連携協定を締結している「愛知学長懇話会」の加盟校	不要
非営利団体等で組織委員会が認める団体	公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、独立行政法人、日本商工会議所、全国商工会連合会、一般財団法人、一般社団法人、NPO法人、協同組合 等	必要となる場合がある。

別紙2 Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム申請等の流れ

【承認申請】



【変更申請】



(※) 名称及びマーク使用物等確認前の場合は、前ページの名称及びマーク使用物等提出から対応する。